

1.入院基本料について

当院では入院患者様ごとに入院診療計画を策定し、感染防止の対策、医療安全に係る基本的な管理体制、褥瘡に関する対策及び栄養管理に関する体制を整えております

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

3. 入院時食事療養について

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

4. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）等について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されており、医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明いたします。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

5. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は計算窓口にてその旨をお申し出下さい。

6.医療情報の活用について

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

■施設基準について

・精神病棟 特別入院基本料

1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。時間帯ごとの配置は次の通りです。
8:30～17:30 看護職員1人当たりの受け持ち人数は14人以内です。
17:00～9:00 看護職員1人当たりの受け持ち人数は20人以内です。

・認知症治療病棟 2

1日に11人以上の看護要員（看護師、准看護師、看護補助者）が勤務しています。時間帯ごとの配置は次の通りです。
8:30～17:30 看護要員1人当たりの受け持ち人数は6人以内です。
17:00～9:00 看護要員1人当たりの受け持ち人数は25人以内です。

・精神療養病棟

1日に11人以上の看護要員（看護師、准看護師、看護補助者）が勤務しています。時間帯ごとの配置は次の通りです。
8:30～17:30 看護要員1人当たりの受け持ち人数は8人以内です。
17:00～9:00 看護要員1人当たりの受け持ち人数は27人以内です。

東海北陸厚生局長への届出事項について

- ・精神病棟入院基本料(特別入院基本料)
- ・療養環境加算
- ・精神科地域移行実施加算
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・精神療養病棟入院料
- ・認知症治療病棟入院料 2
- ・入院時食事療養費/生活療養(Ⅰ)
- ・こころの連携指導料(Ⅱ)
- ・CT 撮影及び MRI 撮影(16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT)
- ・精神科作業療法
- ・精神科ショート・ケア(小規模なもの)
- ・精神科デイ・ケア(小規模なもの)
- ・医療保護入院等診療料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料 17
- ・酸素の購入価格に関する届出

令和 7 年 10 月 1 日現在